

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和5年2月28日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	3番 松尾 清敏
4番 森本 豊	5番 藤村 絹子
7番 草嶋 邦子	8番 山本 千恵子
9番 井上 和也	10番 田中 安弘
11番 森島 隆詞	15番 山本 功
16番 杉嶋 秀美	17番 新司 吉行
18番 岩井 三郎	19番 太田 廣之

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
12番 米澤 貞幸	13番 中村 正
14番 田中 吉照	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 森山 賢一
山口 健司
植山 さゆみ

7、議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 令和4年度農用地利用集積計画（第10次）の決定について
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

8、署名委員

10番 田中 安弘 11番 森島 隆詞

9、閉会の日時 令和5年2月28日午後3時15分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年第3回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中14名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中5名の方に出席いただいております。

議長 さて、新型コロナウイルス感染症の広がりが収束傾向を示す中ではございますが、本日も引き続き、アクリル板の設置などの感染予防対策を取った中で、総会を開催することといたしますので、何とぞよろしくお願いいいたします。

本日の署名委員は、10番田中安弘委員、11番森島隆詞委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については3ページの地図のとおり、精華町役場の南西の位置になります。

本件については、11月総会で農家住宅建設の5条申請があった隣地農地の所有権の有償移転申請をされるものです。

譲受人は、営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

事務局 1ページにお戻りいただき2番と3番につきましては、同一人が関連しますので一緒にご説明します。まず2番でございます。

【 提案説明 】

次に下の3番でございます。

【 提案説明 】

場所については、2番は4ページの地図のとおり下粕インター東側、新池の傍、3番は5ページの地図のとおり下粕インター出入口の西側になります。

本件について、2番の譲受人と3番の譲渡人は同一人物であり、耕作しやすい場所に移られるなどから、2番の農地を取得、代わりに3番の農地を売却で、所有権の有償移転申請をされるものです。

また、2番及び3番の譲受人は共に営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

事務局 続いて2ページをお開きください。4番でございます。

【 提案説明 】

場所については6ページの地図のとおり祝園ポンプ場の南側になります。

譲渡人は相続で当該地を取得されましたが農業経験がなく農業経営が難しいことから、今回、所有権の有償移転申請をされるもので、一部荒廃している状況も見受けられるという状況になっています。

譲受人は町内在住の母親と一緒に営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはなく、荒廃地に関してもしっかりと耕作されるものと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上、よろしく願いいたします。

議長 1番については、地区担当委員として藤村委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

藤村 5番、藤村です。1番の案件につきまして、2月22日に山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

現地は11月総会で、同一申請者から農家住宅建築で5条申請があった土地の隣地の農地を購入されるもので、当該地は農地として、適正に管理されておりました。

今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

2番と3番につきましては、地区担当委員として、私の方で現地確認を行っておりますので、補足説明をさせていただきます。

議長 2番、3番の案件につきましては、2月24日に山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認いたしました。

当該地はすべて農地として、適正に管理されておりました。

今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 続いて4番につきましては、地区担当委員の森島委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森 島 11番、森島です。

4番の案件につきまして、2月22日に山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

譲渡人は相続により当該地を取得されましたが、相続前から耕作されておらず、ご本人も農業経験がないため、一部荒廃した状態となっています。

譲受人は町内在住の母親と一緒に農機具等も共同で使用し、他の町内農地を適正に耕作されており、当該地も今後は適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 続いて、議案第2号、令和4年度農用地利用集積計画（第10次）の決定について、を議題とします。

1番から14番について事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 7ページをお開きください。

議案第2号、令和4年度農用地利用集積計画（第10次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

まず、1番から14番までご説明いたします。

8ページをお開きください。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については16ページの地図のとおり、枚方山城線の開橋手前部分の北西側にな

ります。

8ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については18ページの地図のとおり町営住宅塚本団地の北側になります。

8ページにお戻りいただき、3番でございます。

【 提案説明 】

場所については20ページの地図の上部分のとおり、府道八幡木津線から中久保田地区へ抜ける道の北側になります。

9ページをお開きください。

4番から6番については、利用権の設定を受ける者が同じになりますので、併せて説明します。

4番でございます。

【 提案説明 】

5番でございます。

【 提案説明 】

6番でございます。

【 提案説明 】

場所については21ページの地図のとおり、京田辺市との境の近鉄京都線東側になります。

10ページをお開きください。

7番でございます。

【 提案説明 】

場所については23ページの地図のとおり、菅井区集会所の北側になります。

10ページにお戻りいただき、8番でございます。

【 提案説明 】

場所については25ページの地図のとおり、精華町上下水道事務所の南側になります。

10ページにお戻りいただき、9番でございます。

【 提案説明 】

場所については27ページの地図のとおり、川西小学校の南西側になります。

11ページをお開きください。

10番でございます。

【 提案説明 】

場所については29ページの地図のとおり、京田辺市との境のうち、東側の木津川寄りになります。

11ページにお戻りいただき、11番でございます。

【 提案説明 】

場所については20ページ地図の下部分のとおり、府道八幡木津線から中久保田へ抜ける道の南側になります。

11ページにお戻りいただき、12番でございます。

【 提案説明 】

場所については32ページ地図の右側、むくのきセンター南東の2筆と、1枚おめくりいただき、33ページの地図自体が開橋につながる枚方山城線と農免道路の交差点の南西部分になりますが、そのうち農免道路に近い東側の2筆になります。

12ページをお開きください。

13番と14番については、利用権の設定を受ける者が共通の方になりますので、併せてご説明します。

13番でございます。

【 提案説明 】

下の14番でございます。

【 提案説明 】

場所については16ページの地図のとおり、枚方山城線の開橋手前部分とむくのきセンターまでの間になります。

以上の1番から14番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議長 何かご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長 それでは、議案第2号の1番から14番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号の1番から14番についての計画は議案どおり決定いたします。

議長 続きまして、15番、16番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、井澤茂治委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議長 それでは事務局より、15番、16番の議案の提案及び説明を願います。

事務局 12ページをお開きください。

15番と13ページの16番については、利用権の設定をする者、受ける者が共通の方になりますので、併せてご説明します。

まず12ページの15番でございます。

【 提案説明 】

次13ページの16番でございます。

【 提案説明 】

場所については32ページ地図のむくのきセンター南側になります。

以上の15番、16番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議長 何かご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長 それでは、15番、16番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号の15番から16番についての計画は議案どおり決定いたします。

議長 井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議長 井澤委員にお伝えします、議案第2号、15番、16番の計画は議案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、17番、18番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、中川茂成委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議長 それでは事務局より、17番、18番の議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは13ページをお開きください。17番と18番については、利用権の設定をする者、受ける者が共通の方になりますので、併せてご説明します。

17番でございます。

【 提案説明 】

18番でございます。

【 提案説明 】

場所については33ページお開きください。 枚方山城線から南側になります。

以上の17番、18番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議長 何かご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長 それでは、17番、18番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号、17番、18番の計画は議案どおり決定いたします。

議長 中川委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議長 中川委員にお伝えします。議案第2号、17番、18番の計画は議案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、19番ですが農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、山本 功委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議長 それでは事務局より、19番の議案の提案及び説明を願います。

事務局 14ページをお開きください。

19番でございます。

【 提案説明 】

場所については38ページの地図のとおり、光が丘幼稚園南側になります。
以上の19番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議長 何かご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よ

ろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第2号の19番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。

議案第2号の19番の計画は議案どおり決定いたします。

山本委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 山本委員にお伝えします。議案第1号、19番の計画は議案どおり決定いたしました。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 39ページをお開きください。報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については40ページの地図のとおり、植田の釈迦の池の西側になります。

続きまして2番でございます。

【 内容報告 】

場所については41ページの地図のとおり、山田荘小学校の南側になります。

3番でございます。

【 内容報告 】

場所については42ページの地図のとおり、畑ノ前公園の山手幹線を挟んで東側になります。

以上で報告を終わります。

議 長 専決処理をいたしました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

令和5年4月7日金曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和5年4月7日金曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜
りありがとうございました。
これもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後3時15分